

期日前投票は市役所で



投票日に投票所へ行けない方は、
期日前投票ができます

とき **4月20日(月)～25日(土)**
午前8時30分～午後8時
ところ **市役所本館1階 102会議室**
持ち物 **入場券**

- 入場券がなくても投票できます。投票所でお申し出ください。
- 車イスの方は本館西玄関横のスロープをご利用ください。介護が必要な方は、事前に市選挙管理委員会へお申し出ください。
- 庁舎耐震補強工事のため駐車場が狭くなり、ご迷惑をおかけしております。特に25日(土)は、混雑が予想されます。早めにお越しください。
- 入場券裏面に期日前投票の宣誓書を印刷しました。期日前投票される場合は、宣誓書をご記入してお越しください。

期日前投票 宣誓書

私は、平成27年4月26日執行の選挙区議会議員一般選挙の当日、次の事由に基づき参加する見込みです。

氏名	平成 27 年 4 月 日
生年月日	昭和・大正・昭和・平成 年 月 日
現住所	選挙区
選挙人名簿に記載されている住所	選挙区

下記は、真実であることを誓います。

次の期日前投票事由(AからCのいずれか)及び該当事由に○を付けてください。	
A 1号事由	ア.仕事 イ.育児 ウ.地域団体の役員 エ.本人又は親族の役員職務 オ.その他()に当る
B 2号事由	ア.選挙区外 イ.選挙区外()に当る
C 3号事由	ア.疾病、介護、出産、身体障害者のための 療養 イ.その他()に当る

不在者投票のため投票期前等に来場する場合は、□に「シ」を付けてください。

□不在者投票のため選挙区議会議員一般選挙の投票用紙及び投票用封筒を請求します。

選挙区 区議会議員 選挙区 区議会議員

■代理投票・点字投票
身体障害などにより自分で投票用紙に記入ができない方は代理投票が、目の不自由な方は点字投票ができます。投票所でお申し出ください。

■施設などで行う不在者投票
県選挙管理委員会の指定施設(病院など)に入院、入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。施設長にお申し出ください。

投票にはこんな方法もあります

郵便などによる不在者投票対象者

手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※原則として、自分で投票用紙に記入できる方に限ります。記入できない方には代理記載制度もありますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

■郵便などによる不在者投票
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で左表の項目に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便等投票証明書の交付を受けた上で、投票用紙等の交付請求を、投票日の4日前(4月22日(水))までに行ってください。

郵便等投票証明書の交付、投票用紙等の交付請求は市選挙管理委員会で行ってください。

違反のない明るい選挙

立候補者が選挙運動をできる期間は決められており、次のような行為は選挙違反になります。

活動期間 4月19日(日)～25日(土) ※告示日の立候補届け出後から投票日の前日まで



- 届け出前に行われる選挙運動
- 有権者に酒食などをふるまい、投票を依頼すること
- 候補者やその知人が各戸をまわり、投票を依頼すること
- 通行人を選挙事務所に呼び入れ、飲食物をふるまうこと
- 選挙郵便の表示のないハガキで投票依頼したり、選挙運動関連文書を回覧したりすること

みんなで違反のない、きれいな選挙にしましょう!